

**東京都オリンピック憲章にうたわれる
人権尊重の理念実現のための条例
（仮称）
～条例のポイント～**

条例の制定意義

～新たな人権課題にも光を当てる～

東京2020大会後も見据え、首都東京が条例で宣言することで、ホストシティにふさわしいダイバーシティを実現

- ①性的マイノリティ（LGBT等）を理由とする差別のない東京の実現
- ②ヘイトスピーチ（本邦外出身者への不当な差別的言動）のない東京の実現

新条例のポイント①

性自認や性的指向等を理由とする差別の解消の推進と、啓発及び教育の推進を、セットで条例に規定

○LGBT等を理由とする差別の解消と理解促進は、どちらが欠けても不十分であり、いわば車の両輪



- LGBTにスポットを当てた条例は、都道府県では初の制定
- 企業等と協働したキャンペーンの活用

新条例のポイント②

性自認や性的指向等を理由とする差別的取扱いの解消に向け、
基本計画の策定と、区市町村との協力を条例に規定

○広域自治体かつ首都である東京が、
LGBTへの理解促進に本腰を入れることで、
区市町村はもとより全国に波及



- 都がLGBT等の方々の一元的な相談窓口を新設し、
全庁横串であらゆる悩みに適切に対応
- 都内全域に施策展開するため、区市町村とも協力

新条例のポイント③

不当な差別的言動の解消に向け、公の施設の利用制限並びに
拡散防止措置及び事案等の公表をセットで条例に規定

○表現の自由に配慮しつつ、都がヘイトスピーチを許さない
という姿勢と分かりやすく必要な手続を明示



- ・事前措置として都の公の施設の利用制限基準を策定
- ・事後も、都の発信力を活用してヘイトスピーチの実態を世に問い、実効性を担保
- ・学識経験者等で構成する第三者機関を設置し、公正・公平かつ中立的な制度運用

条例の施行に向けたロードマップ（案）

